

医療法改正に伴うCT検査依頼時の変更についてのお願い

いつもお世話になっております。

既にご存じの先生もいらっしゃると思いますが、2020年4月1日より医療法の一部が改正され、医療被ばくの適正管理/診療用放射線の安全管理を行うこととなります。CT、IVR、核医学の検査依頼をする際に（依頼する毎に）、依頼医は患者に被ばくの正当化や最適化について説明し、説明と同意に関する事項をカルテに記録することとなります。（同意書はあるほうがよいですが、現時点では必ず必要というわけではないようです。）

今後当院放射線科外来にCT（2020年4月1日以降施行分）検査を依頼される際には患者に被ばくに関する説明を行い、貴院のカルテに説明を行ったことを記録し、「CT検査に当たり、検査の必要性と被ばくについて患者に説明を行った」という旨の文章を診療情報提供書にご記載いただくようお願いいたします。診療情報提供書に説明済みの記載がない場合は、再度記載済みのものをFAXおよび郵送していただくこととなります。

なお当院ではCTをオーダーした際に出てくる予約表に以下の文を付け加え、説明の補助とすることとしています。参考にさせていただければ幸いです。

「放射線を用いる検査を行うに当たり、医師や歯科医師は放射線を用いない他の検査に代用できるか検討を行っています。また得られる結果により病気の診断や体の不具合の様子（部位や程度）がわかり、治療方針決定などに寄与し、被ばくというリスク以上の有益性があると判断して検査を行っています。

ほとんどの放射線検査は放射線障害を心配するような大量の放射線を使っておらず、少量の放射線とがんの関係については科学的に明らかにされていません。放射線検査での被ばくは部分的な範囲で、使用する放射線の量も最適になるよう調整されています。」

また当院の電子カルテ上には以下の定型文（案）を記録することとしています。

「CTなどの放射線を用いた検査を行うにあたり、病気の診断や体の不具合の様子（部位や程度）がわかり治療方針決定などに寄与すること、被ばくというリスクがあるがそれ以上の有益性があること、適正に点検・管理された装置を用い、最適な量の放射線にて検査することなどの説明を行った。」

よろしく願いいたします。

2020年3月 市立大村市民病院 放射線科 木村正剛